豊橋あゆみ学園身体拘束適正化委員会規程

(委員会の目的)

第1条 身体拘束適正化委員会は、児童虐待防止法と障害のある園児の人権擁護の観点から、適正な支援が実施され、園児の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、身体拘束の適正化に向けた検討を行い、身体拘束の廃止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

- 第2条 虐待防止委員会の委員は以下の通りとする。
 - (1) 委員長は、虐待防止責任者である管理者(園長)とする。
 - (2) 委員には、虐待防止担当者である副園長、主任、児童発達支援管理責任者、副主任、主務とする。
 - (3) 委員に保護者会代表を加えることができる。

(委員会の開催)

- 第3条 委員会の開催を次の通りとする。
 - (1) 委員会は、6か月に1回開催する。
 - (2) 開催の必要のあるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

- 第4条 委員会は次の通り実施する。
 - (1)「身体拘束ゼロへの手引き」「豊橋あゆみ学園身体拘束の適正化のための指針」を職員に周知するとともに、職員が園児に対し緊急やむを得ず身体拘束を行うときは、委員会を開催して身体拘束の内容を検討する。
 - (2)委員会で緊急やむを得ないと判断した場合は、個別支援計画書への記載、 および「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書(様式1)」により利用 者本人、保護者へ説明し同意を得るよう職員に指示する。
 - (3) 身体拘束を行った場合は、ケース記録の記載を職員に指示する。
 - (4) 身体拘束が長期化しないよう必要とされる職員を適時招集してカンファレンスを開催し、身体拘束廃止の検討を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録(様式2)」に検討内容を記録する。
 - (5) 身体拘束適正化に係る研修に積極的に参加する。
 - (6) 身体拘束適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
 - (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直 しを行うこととする。

(委員会の責務)

- 第5条 委員会は次の責務を負う。
 - (1)委員会は、身体拘束が起こらないよう事前の措置として、職員の身体拘束適正化意識の向上や知識を周知し、身体拘束のない環境づくりを目指す。
 - (2)職員に身体拘束及び身体拘束につながるような支援のおそれのあるときは、 委員会で改善計画を立て、委員が改善指導を行い、差別や虐待が改善される よう支援する。

附則 この規定は令和4年4月1日より施行する。

【様式1】

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- 1 あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の 方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。

2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。							
記							
A 園児本人又は他の園児等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない C 身体拘束その他の行動制限が一時的である							
個別の状況による拘束の必 要な理由							
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉							
拘束の時間帯及び時間							
特記すべき心身の状況							
拘束開始及び解除の予定	月月	8	_	から まで			
上記のとおり実施いたします。							
令和 年 月 日		事業所名 管理者 記録者	豊橋あ	ゆみ学園	ED ED		
園児・家族の記入欄) - 記の供について説明を受け、	であいたし 士した						
ニ記の件について説明を受け、? 令和 年 月 日	唯祕いたしました。						

<u> </u>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	V 11/19/							
上記の件に	ついて	説明を	受け、	確認いたし	<i>、</i> ました。		•		
令和	年	月	\Box						
						氏名			ЕD
							(続柄)	

1 7	$\pm \pm$,,	
	ハエ ヌだ	_	

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

○○○○様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン
			7 1 2